

別記様式第8号(別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記7の第6の1の(1)関係)

## 鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業(都道府県広域捕獲活動支援事業)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業(中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業)の評価報告(令和5年度報告)

鳥取県

### 1 被害防止計画の作成数、特徴等

県内の全市町村で計画を策定している。

計画の対象となっている鳥獣は11種類(イノシシ、ニホンジカ、ニホンサル、ヌートリア、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、アオサギ、ダイサギ、コサギ、カワウ)で、本県において大きな被害を出しているイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、カラス類等が対象鳥獣としてあがっている。各市町村において、被害防除対策(侵入防止柵の整備)、捕獲対策等に関する計画に定め、鳥獣被害防止総合対策交付金(国補助事業)や鳥獣被害総合対策事業(県単補助事業)等を活用して計画に基づいた対策を推進している。令和5年度が計画の終期で評価の対象となったのは倉吉市と琴浦町で、再評価の対象となったのは若桜町と智頭町である。

### 2 事業効果の発現状況

(1)令和5年度が計画の終期で評価の対象となった倉吉市と琴浦町について

①鳥獣被害防止総合支援事業について、次のとおり事業効果が発現している。

ア 両市町(協議会を含む)とも、被害防止計画に関する協議、被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための、農業委員会・農業協同組合・農業共済組合・猟友会・森林組合などで構成する協議会を組織するなど地域の体制を整備しており、市町村又は協議会が地域の実情に応じて効果が高いと認めた事業について選択的に取り組んでいる。

イ 両市町とも侵入防止柵の整備に取り組み、設置地区での被害軽減に寄与した。

ウ 倉吉市は捕獲用具の整備に取り組み、捕獲体制を強化することにより、効果的な捕獲に寄与した。

エ 琴浦町では、実施隊による捕獲活動にも取り組み、捕獲体制を強化することにより、イノシシの捕獲数の確保に貢献した。

②両市町とも鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用して、有害鳥獣の捕獲に取り組み、捕獲数の確保に貢献した。

③鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を活用して、県が実施した鳥獣被害対策基礎研修、捕獲力アップ研修等が人材育成活動の一助となっている。

(2)再評価の対象となったのは若桜町と智頭町について

①鳥獣被害防止総合支援事業について、次のとおり事業効果が発現している。

ア 両市町とも(1)①アに同じ。

イ 智頭町が侵入防止柵の整備に取り組み、設置地区での被害軽減に寄与した。

ウ 智頭町は(1)①ウに同じ。

②両市町とも(1)②に同じ。

③(1)③に同じ。

### 3 被害防止計画の目標達成状況

(1)令和5年度が計画の終期で評価の対象となった倉吉市、琴浦町について

①両市町とも被害防止計画の軽減目標を達成できなかった。

②鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業などを活用して侵入防止柵の整備や捕獲活動を実施しており、農地への侵入防止や個体数の調整に一定の効果は上げているものの、被害対策を実施していない地区において被害が拡大していることや、個体数の増加や平野部への進出などにより、被害軽減目標が達成できなかった。

(2)再評価の対象となったのは智頭町、若桜町について

①若桜町は被害防止計画の被害軽減目標を達成できたが、智頭町は被害軽減目標を達成できなかった。

②(1)①に同じ。

### 4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

別紙のとおり

### 5 都道府県による総合的評価

・鳥獣被害防止総合対策交付金や県事業等を活用して、被害防止計画に掲げた被害の軽減目標の達成に向けて、各市町村及び各市町村鳥獣被害防止対策協議会が、地域の实情にあった事業に選択的に取り組んでおり、一定の成果を上げている。

・しかし、①鳥獣被害防止総合支援事業を活用して侵入防止柵の整備を進めた地区では被害を防ぐことができている一方、被害対策を実施していない地区において被害が拡大していること、②個体数の増加や平野部への進出などにより被害域が拡大していること、③鳥獣の生息地に餌が豊富にあるかどうかといった植生等の自然条件により、年によって農地への鳥獣の出没が多い少ないがあるために、農業被害も年によって多い少ないが出てくること、といった要因がある。

・捕獲強化の取組による捕獲数の増加により個体数の調整に一定の効果は上げているが、近隣県からの鳥獣の侵入や、近年の積雪不足に伴って越冬できる個体数が増えたこともあって、鳥獣の個体数が増加傾向にあるため、大幅な被害の軽減が困難となっている。

・このため、農業被害の7割をしめるイノシシ被害の軽減を図るため、令和4年度から猟期外のイノシシ捕獲、令和5年度から猟期中にイノシシ捕獲に対して鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を導入したことで、一定の成果を上げることができている。

・環境対策部局では、推定生息数を加味して捕獲目標数を増加させる第2種特定管理計画を策定しているが、鳥獣対策部署で取り組む鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業と、環境対策部署で取り組む指定管理鳥獣捕獲等事業等で連携を図りながら取組を強化しているところである。

・しかしながら、鳥獣被害対策を中心を担っている市町村及び協議会が最も必要としている鳥獣被害防止総合支援事業や鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業において、近年は当初配分が大幅に削減される状況であるので、市町村等にとって真に必要な事業に対する十分な予算確保をお願いするとともに、県としても限られた予算を効果的に活用するよう、市町村、地域における被害の実態、取組の状況を個別に点検しながら、より効果的な事業実施を指導していきたい。

・なお、令和5年度は既存の侵入防止柵の地際点検や、箱わな等の捕獲効果などの検証に取り組んだ。また、令和5年度に農業被害が発生した主な地区について、被害時に講じていた対策、被害の原因、被害後に講じた(る)対策、今後講じようとしている対策、対策を講じない場合はその理由を調査するなどして具体的な被害の軽減に努めている。また、緩衝帯の整備についても事業化を働きかけていくなど、引き続き農業被害の軽減に努めている。